

第1期大府市政策法務推進計画

大 府 市
令和7年1月

目次

第1	計画の位置付け、計画目標、計画期間	
1	計画の位置付け	・・・1
2	計画の目標	・・・1
	(1) 政策法務の推進による最終目標	・・・1
	(2) 第1期計画の目標	・・・1
3	計画期間	・・・2
第2	政策法務の意義・プロセス	
1	政策法務の意義	・・・2
2	政策法務のプロセス	・・・3
第3	本市におけるこれまでの取組、現状と課題	
1	組織法務	・・・3
	(1) 組織体制	・・・3
	(2) 人材育成	・・・5
2	立法法務	・・・8
3	執行法務	・・・8
4	評価・争訟法務	・・・10
5	その他	・・・11
第4	施策	
1	重点施策	・・・11
2	その他施策	・・・12
第5	年度別計画	・・・14
第6	成果指標	・・・17
	資料編	・・・18

第1 計画の位置付け、計画目標、計画期間

1 計画の位置付け

本計画は、大府市政策法務推進条例（令和5年大府市条例第29号。以下「推進条例」という。）第7条の規定に基づき、本市の政策法務の推進に係る施策を総合的かつ計画的に実施するために定めるものである。

2 計画の目標

（1）政策法務の推進による最終目標

「政策法務によるまちづくり」の将来に渡る継続と発展により、市民福祉の増進が図られていることを目指す。

ア 組織レベルでの目標

まちづくりの推進や地域課題の解決に当たり、現状を分析し、地域適合的な法令の解釈運用や地域特性に応じた独自条例等の制定改廃といった手段を効果的に用いることができている状態を目指す。

イ 職員レベルでの目標

個々の職員が、法的知識・法的思考力に基づき、適切な法解釈（条例解釈を含む。以下同じ。）・法執行（条例執行を含む。以下同じ。）を行うとともに、政策法務の重要性・有効性を認識し、政策法務を活用した政策の立案、執行及びこれらの評価・改善を行うことができる中核職員が相当数育成されている状態を目指す。

（2）第1期計画の目標

将来を見据えた政策法務推進体制を整備することを目指す。

ア 組織レベルでの目標

次の2点の実現を目指す。

- ・組織規模に見合った政策法務の推進体制を整備する。
- ・職階ごとに習得すべき法務能力が整理され、職員が体系的に法務能力を習得できるような育成体制の基礎を整備する。

イ 職員レベルでの目標

次の2点の実現を目指す。

- ・政策法務に係る個々の職員の意識が向上する。
- ・職階ごとに求められる基礎的な法務能力を習得した職員が増加する。

3 計画期間

第1期計画の期間は、令和7年1月から令和10年3月までの3年3か月間とする。

推進条例附則第2項の規定により、推進条例及びこれに基づく施策について、条例施行から3年経過後の令和9年度に検討及び見直しを行うこととしている。これに合わせて本計画の最終年度も令和9年度とし、同年度中に本計画の評価を行い、その結果を推進条例の検討・見直しの結果と併せて、令和10年度からの新計画に反映させるものとする。

【推進条例及び推進計画の見直しスケジュール】

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
政策法務推進条例				
			条例の検討・見直し	
第1期政策法務推進計画				
			計画の評価・見直し	第2期計画

第2 政策法務の意義・プロセス

1 政策法務の意義

本市において、「政策法務」とは、法を政策実現の手段として捉え、地域適合的に法令を解釈運用し、地域特性に応じた独自の条例等を定め、かつ適時に法令及び条例等の運用の改善並びに条例等の改正を行う法的な活動、と定義している。（推進条例第2条第1号）

地方自治体には、住民の福祉の増進という目的を果たすため、日本国憲法や地方自治法（昭和22年法律第67号）により、自ら条例を制定する権限や法令を自主的に解釈する権限が認められている。1990年代以降進められてきた地方分権改革により、これらの権限が拡大されたことに伴い、地方自治体の主な役割は、国の政策を執行することから、地域の実情に合わせた政策を自主的に立案し、執行することへと変化してきている。近年、一部で、中央集権体制への揺り戻しとも捉えられる動きもあるものの、住民が求める幸せの形の多様化は進んでおり、地方自治体には、まちづくりを推進し、地域特有の課題の解決を図るための手段として、「政策法務」の取組を推進することが強く求められている。

2 政策法務のプロセス

政策法務は、①条例等を制定改廃する「立法法務」(P)、②法令や条例等に基づいて事務を行う「執行法務」(D)、③法執行状況を評価し、改善点を検討し、立法法務や執行法務へとフィードバックする「評価・争訟法務」(C・A)というサイクルに基づいて行う必要がある。そして、当該サイクルを適切に実行していくための土台として、④人材育成等により法に強い組織を構築する「組織法務」の取組も重要である。

【政策法務のプロセス】



【政策法務の区分と主な活動】

区分	主な活動
立法法務	条例等の制定改廃
執行法務	法執行、自主的法令解釈、審査基準・処分基準・行政指導指針の整備、裁判手続の活用、要綱整備
評価・争訟法務	法執行状況の検証・見直し、例規の見直し、争訟対応
組織法務	人材育成（職員の法務能力の向上）、組織体制（政策法務の推進体制）の整備

第3 本市におけるこれまでの取組、現状と課題

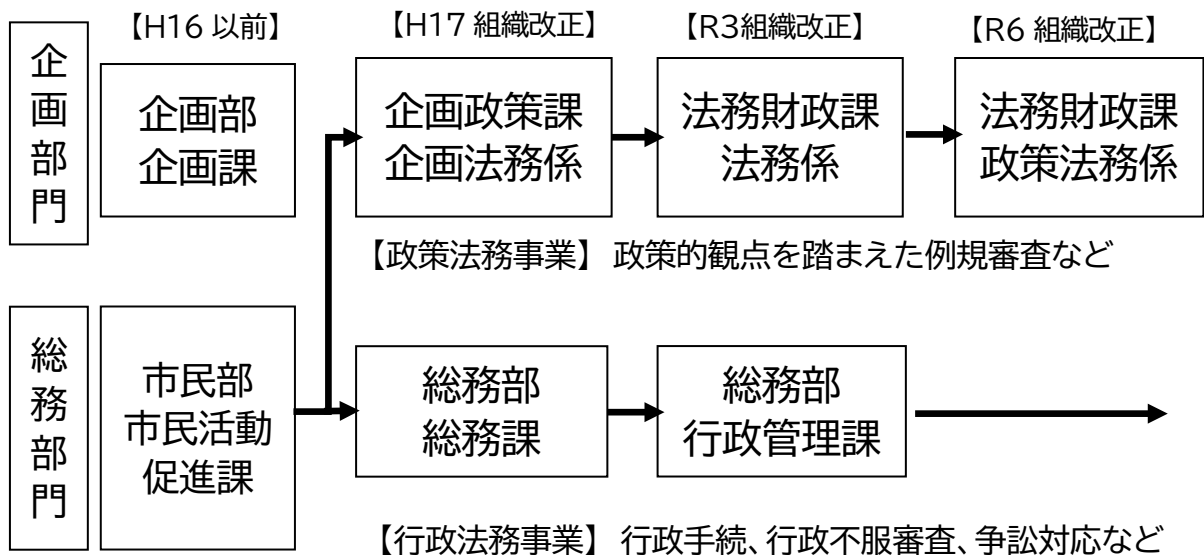
1 組織法務

(1) 組織体制

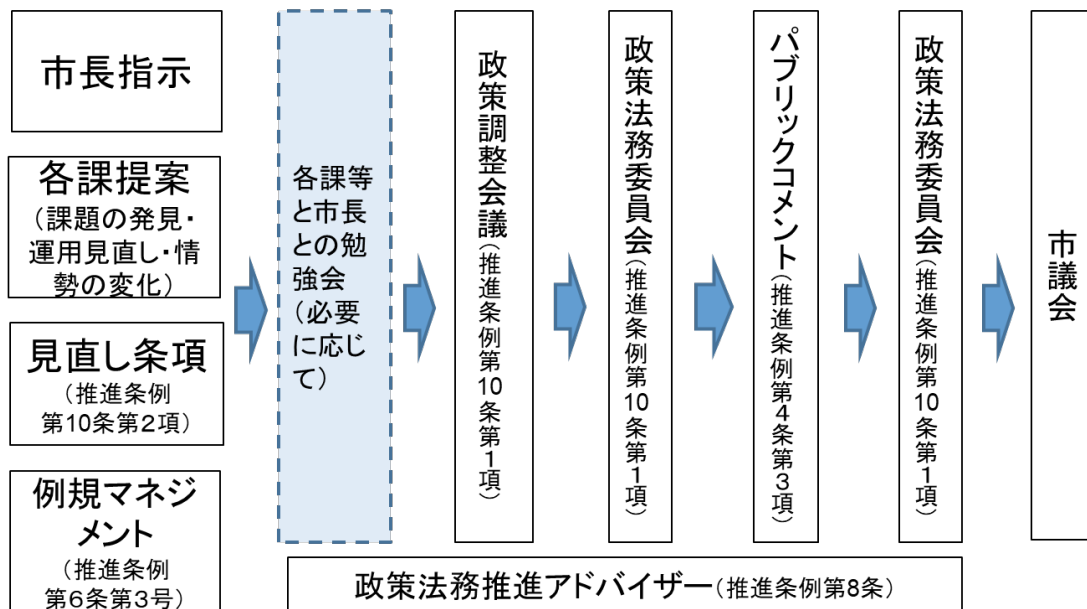
ア これまでの取組

本市は、政策と法務は一体不可分であるとの視点から、平成17年度からの組織改正において、それまで総務部門に設置されていた政策法務所管部署（行政手続・行政不服審査・争訟対応を除く。以下同じ。）を、企画部門に移管するとともに、例規の審査組織について、法制執務の色合いの強い「法規審査会」から、より政策的な視点から例規審査を行う「政策法務委員会」に移行した。また、平成30年度からは、市の政策決定を行う場である政策調整会議において政策条例の検討を行うこととするなど、従来型の法制執務から脱却し、政策の企画立案から財政措置・立法措置までを直結・融合させた本市独自の政策法務推進体制を整備してきた。

【政策法務の所管部署の変遷】



【政策条例の制定改廃のプロセス】



イ 現状と課題

企画部門に政策法務所管部署が配置されていることや、組織規模に伴う各担当部署と政策法務所管部署との距離感の近さによって、機動的かつ丁寧な対応が可能である反面、これらが政策法務所管部署への依存を高める一因となっている可能性がある。

また、各事務の専門性・複雑性の増大により、各分野への知見を持たない政策法務所管部署による法的な検討では、十分に対応しきれない事態が生じることが想定される。

そのため、現在の組織体制を活かした機動性や丁寧さはできる限り維持しつつ、各担当部署においても、政策法務的な観点からの検討を行うことができる仕組づくりや、各担当部署において政策法務の中核を担うことができる法務能力に優れた職員の育成が必要である。

課題① 組織規模に見合った政策法務推進のための組織体制の確立

(2) 人材育成

ア これまでの取組

愛知県からの派遣職員や自治大学校への派遣職員を講師とした「法律に親しむ勉強会」を始めとする内部研修や、近隣自治体との共同研修、愛知県自治研修所等での外部研修を実施してきたが、推進条例の制定を機に、さらなる人材育成に取り組むため、令和5年度から、法務能力の向上に資する職員研修の整理・体系化に着手している。

また、若手職員向けの取組として、①平成30年度以降、政策法務委員会の下部組織である政策法務専門部会（主に係長級の委員で構成）に公募委員として、毎年数名ずつ主任・主事級の職員を登用しているほか、②直近の市の政策や動向について情報提供するとともに、法律や条例に触れる機会を提供するものとして、令和2年度から、市議会定例会ごとに、条例議案を中心として一部の議案の内容を紹介・解説する「議案おたよりメール」を、係長級以下の全職員を対象に配信している。

【政策法務専門部会公募委員の登用人数】

区分	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	合計
主任級	1	2	4	4	4	5	3	23
主事級	1	4	0	2	1	0	2	10
計	2	6	4	6	5	5	5	33

【議案おたよりメールの配信数】

R2	R3	R4	R5	合計
5	11	8	4	28

イ 現状と課題

令和6年度に職員を対象に実施した政策法務に関するアンケート調査の結果などからは、窓口対応等の事務上の必要に加え、近年の政策法務に係る種々の取組の効果もあってか、相当数の職員が、法令・例規や政策法務に対する意識を持って職務に取り組んでいることが窺われる。一方で、研修による知識習得の機会を設けてはいるものの、配属先や事務分担、一定の法務能力を持つ上司や先輩職員の有無といった偶然的な事情により、その後の法務能力が左右されることは否めず、法に対する苦手意識を持つ職員も少なくない。また、例規の制定改廃や法解釈の技術を学ぶ機会の乏しさから、例規の制定改廃や、法執行の適法性の検討、法解釈等で苦労したり、政策法務所管部署に依存したりする職員が多い傾向がある。

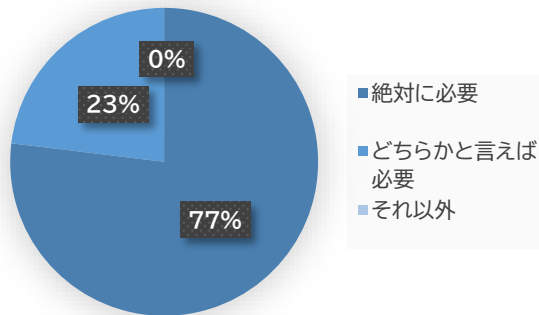
そこで、職階に応じて必要となる知識・技術を適時に習得し、それらを使って自ら考えて職務を行うことができる職員を育成する体制を整えることが必要である。

ただし、事務の専門化・複雑化や、人手不足に伴い、各職員への負担が一層増していくことも考えられる中、漫然と研修等の機会を増やすのではなく、効率的・効果的な手法を検討・採用していくことが求められる。

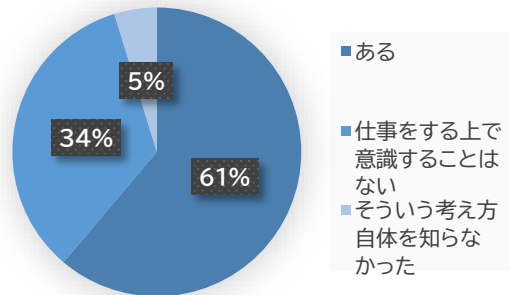
課題② 職員の法務能力向上のための効率的・効果的な人材育成の体系化

【政策法務に関する職員アンケート】

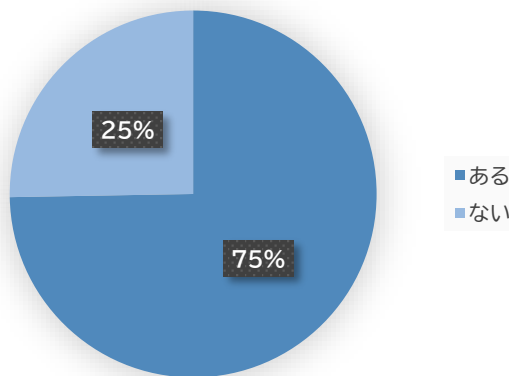
市職員として、法令・例規について知る・学ぶ必要性について



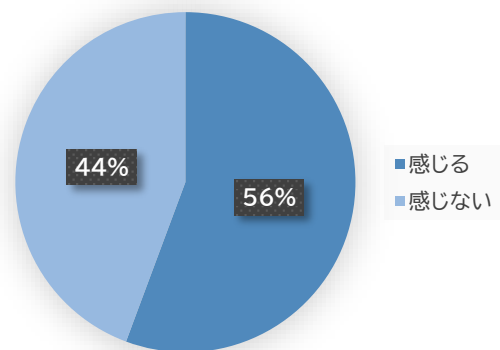
法律・条例は、まちづくりや課題解決の手段であり、必要であれば条例を改正したり制定したりすべき、という認識はあるか



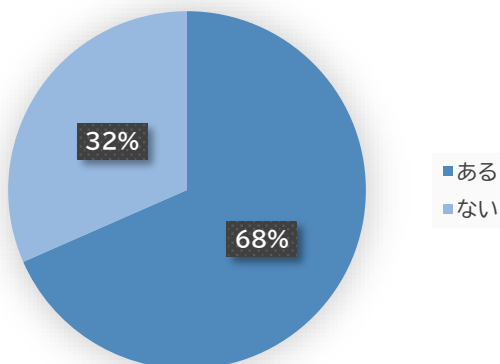
市民等から事務の法的根拠や事務処理の理由等の説明を求められたことはあるか



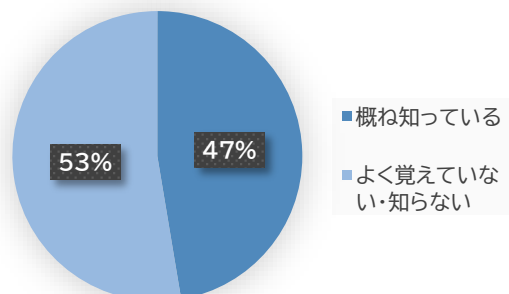
法律や条例が難しい、取っつきにくいと感じるか



例規の制定改廃に携わった経験



例規の制定改廃の手法について



2 立法法務

(1) これまでの取組

上述した本市独自の政策法務推進体制の下、平成29年度に全国初となる認知症施策条例である「大府市認知症に対する不安のないまちづくり推進条例（平成29年大府市条例第27号）」を制定したほか、令和2年度には「大府市公告式条例（昭和45年大府市条例第2号）」を一部改正し、他自治体に先駆けて条例等の公布について、庁舎前の告示板への掲示から、公式ウェブサイトへの掲載に変更するなど、数々の独自の政策条例の制定・改正を行っている。

また、平成30年度に「大府市条例等整備指針」を策定し、条例を始めとする各法形式において定める事項を整理した。特に、積極的条例事項として、市の政策の基本的事項や基本理念などの条例化の意義が認められるものについては、積極的に条例で定める旨を明記した。その後、推進条例においても同趣旨の規定を設け、任意的条例事項であっても、政策実現に資するものについては積極的に条例化を図っていく方針の下、条例等の整備を進めている。

(2) 現状と課題

数々の独自の政策条例を制定・改正する一方で、その多くがトップダウン型であった。今後、推進条例に基づいて、政策法務の取組を継続・発展させていくためには、例えトップが法務に精通していない体制下においても、職員からのボトムアップによって、課題（立法事実）の発見及びその解決手段としての一定水準の立法法務を実現できる仕組みを整えていくことが求められる。

課題③ 継続的な立法法務体制の構築

3 執行法務

(1) これまでの取組

各担当部署において、必要に応じて、顧問弁護士や政策法務所管部署の助言を得ながら、法執行を行っている。

また、近年、紛争解決のために裁判手続を活用する事例（これまで本市では前例のなかった契約相手方に対して損害賠償を求める訴訟の提起や、督促手続を活用しての債権回収等）が見られ始めている。

(2) 現状と課題

行政処分の観点では、本市ではこれまで、審査請求という形で不服の意を示される

機会は少なく、取消訴訟に至ったケースはない。

一方で、行政手続に係る審査基準や処分基準の整備については、大府市行政手続条例（平成11年大府市条例第1号）の制定に合わせて庁内一斉に実施して以降、その管理は各担当部署に委ねられている。そのため、これらの策定・更新の状況を管理・確認する仕組みが必要である。

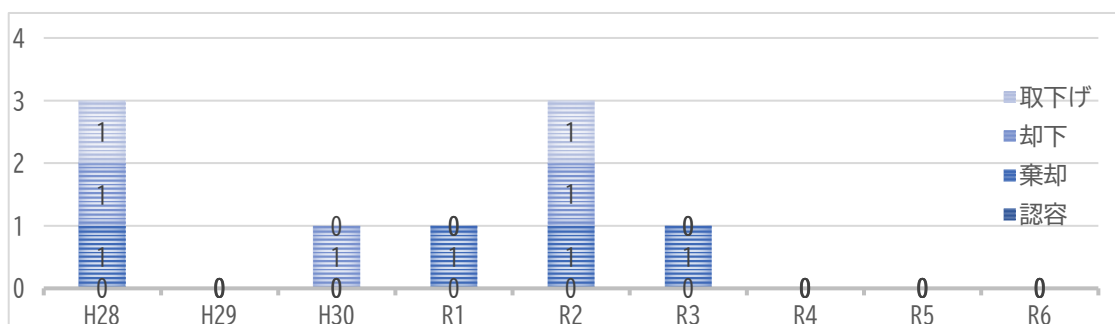
また、審査基準や処分基準の整備、申請拒否処分や不利益処分の際の理由の提示義務など、行政手続法制に対する職員（特に、許認可事務を担当する職員）の認識・理解が十分とはいえず、行政手続に対する理解とそれを踏まえた適切な運用が図られるよう、研修等の対応策を講じていくことが重要である。

裁判手続の活用については、組織的に活用できていない、未活用の分野がある等の課題がある。そこで、今後は、裁判手続を積極的に活用できる体制を整備する必要がある。

また、独自の政策条例について、その執行の指針となるべき逐条解説の整備が十分ではなく、今後の新規制定条例のみならず、既存の政策条例についても逐条解説を充実させていくことが求められる。

課題④ 法執行体制の充実

【近年の審査請求数】



※R6は、令和6年12月1日現在

【審査基準・処分基準の作成数（令和5年度末時点）】

審査基準（法令）	審査基準（条例等）	処分基準（法令）	処分基準（条例等）
276	119	330	121

4 評価・争訟法務

(1) これまでの取組

立法法務の評価に係る取組として、平成30年度から、既存の条例・規則等について、規定内容などの見直しを行う「例規マネジメント」を実施し、複数の例規の制定改廃に繋がるという成果を挙げている。要綱についても、制定改正時において、担当職員のセルフチェックによるマネジメントを行う仕組みを導入することで、規定形式や規定内容の適切性の向上に努めている。

また、推進条例において、新規制定条例には、原則として、一定期間経過後の見直し条項を設けることとした。これにより、条例の規定内容のみならず、条例に基づく施策・事業を含めた見直しを、一定期間経過後に実施していく仕組みを導入したところである。

他方、執行法務の評価については、これまで特筆すべき取組を行った実績はなく、各担当部署に委ねられてきた。

【例規マネジメントの実施件数】

区分	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	合計
条例	5(2)	3(1)	3(1)	3(0)	3(0)	7(1)	2	26(5)
規則等	11(10)	5(5)	5(3)	5(2)	4(2)	2(0)	4	36(22)

※括弧内は、例規の制定改廃に至った数

※令和6年度の見直し結果は、未決定

(2) 現状と課題

例規マネジメントは、一定の実績を積み重ねている一方で、独自の政策条例について、その後の執行を踏まえた評価・見直しを行えていないものがある等、より実効性があるマネジメントの実現に向けては改善の余地がある。

争訟予防の観点から、市として一定の基準の下に、定例的又は臨時的に法執行の状況を評価し、見直しを図ることができる仕組みを整備することが望ましい。また、他自治体における争訟事例を研究し、争訟予防に役立てていくことも求められる。

課題⑤ 法執行の評価・見直しの仕組み整備

5 その他

職員の法関連情報に係るアクセシビリティの向上のため、例規、法令を始め、判例や通知通達、質疑応答集などの各種データベースを導入している。また、定期的にこれらのシステムの操作研修を実施し、職員の情報収集・利活用能力向上に努めている。

要綱については、新規事業・重要事業が、実施計画や予算を含めた政策方針に合致した設計となるよう、各担当部署と政策法務担当部署の職員に加え、必要に応じて財政担当部署・企画担当部署の職員が審査に参加する「要綱ヘルプデスク」を実施している。

第4 施策

1 重点施策

市職員の法務能力の向上に資する研修等の充実

(推進条例第6条第1号)

⇒ 課題②を始め、全ての課題に対応

政策法務の各フェーズを通じて重要なのは、法務能力を備えた職員の存在である。そのため、職員の法務能力の向上を最重要課題と捉え、研修を中心とした人材育成によって、職員全体の法務能力の底上げを図るとともに、各担当部署において政策法務の中核を担うことができる職員の育成に積極的に取り組む。

【基本方針】

・ 職員研修の内容の見直し・体系化

職階ごとに必要と思われる知識や技術を整理し、習得すべき法務能力の指標を設定するとともに、必要な知識・技術を適切な時期に習得できるよう、研修内容を見直した上で、体系化して実施する。

・ 集合研修以外の手法の検討・実施

職員の負担軽減や、職員の知識・技術の定着支援といった観点から、集合研修以外の手法による人材育成を検討・実施する。

・ 自治体法務検定の活用

自治体法務検定（政策法務編）を受検しやすい環境を整備することにより、政策法務に係る知識の習得を後押しする。

・ 職員アンケートの実施

人材育成の効果を図る手段として、かつ、職員の声を人材育成に反映させるため、定期的に職員アンケートを実施する。

・ 職員のモチベーションアップに資する方策の検討・実施

人事評価において法務能力を評価できるようにする等、職員が法務能力向上に対してモチベーションを高められる方策を検討・実施する。

2 その他施策

(1) 全庁的に政策法務の推進に取り組むための組織体制の整備

(推進条例第6条第2号)

⇒課題①、③を始め、全ての課題に対応

政策法務委員会・政策法務専門部会の活性化及び役割の強化を検討・実施する。

【基本方針】

・政策法務委員会の役割強化

政策法務委員会に、以下に例示するような新たな役割を導入する。

本計画及び各施策の進捗管理

政策の条例化の検討機能

・政策法務専門部会の活性化

政策法務専門部会における議論の活性化を図るための方策を検討・実施する。

(2) 条例等の定期的な点検及び評価

(推進条例第6条第3号)

例規マネジメントを継続して実施する。 ⇒課題⑤に対応

【基本方針】

・計画的なマネジメントができるよう、3年程度の短期計画を作成する。

・より実効性あるマネジメントに向け、実施対象の選定方法を検討する。

・逐条解説を作成していない独自の政策条例について、マネジメント実施に合わせ逐条解説を作成する。

(3) 法の遵守の徹底及び法的リスクの軽減を図るための体制の整備

(推進条例第6条第4号)

⇒課題④、⑤に対応

ア 審査基準、標準処理期間、処分基準の整備・更新

審査基準、標準処理期間、処分基準の整備状況を全庁的に把握し、最新の状態にアップデートするとともに、今後の継続的な整備・更新及び内容の適切性・的確性の検証を全庁的に行う仕組みを整える。

【基本方針】

・整備・更新に合わせて、職員全体の行政手続制度に対する理解を深める。

・所管する行政手続の件数に部署ごとの偏りが大きいため、件数の多い部署の負担が

大きくならないよう、支援を行う。

イ 行政リーガルドックの試行

審査基準、標準処理期間、処分基準のアップデート後に、行政リーガルドックを試行する。

【基本方針】

- ・審査基準、標準処理期間、処分基準の整備・更新と並行して、実施方法・実施対象について検討を行う。
- ・実施方法や実施対象について十分に検討し、優先順位の高い1つ～2つの事務についてドックを試行する。

ウ 争訟事例等の研究・活用

他自治体における争訟事例や法的リスクの高い論点を研究し、事務改善・争訟予防に活用する。

【基本方針】

- ・争訟事例等の研究に着手し、研究結果を事務改善・争訟予防に繋げる手法を検討・実施する。

(4) その他市の政策法務推進のために必要と認めるもの (推進条例第6条第5号)

ア 政策法務推進アドバイザーの活用

⇒課題③を始め、全ての課題に対応

本計画の策定・進捗管理・見直しや、新たな政策条例の制定改廃に当たり、政策法務推進アドバイザーを活用する。

イ 裁判手続の活用拡大

⇒課題④に対応

法に基づく合理的な紛争解決など、公共の福祉の実現を図るための手段として、マニュアル等を整備した上で裁判手続を積極的に活用する。

また、職員の裁判に対する心理的ハードルを下げる手法を検討・実施する。

ウ 法務支援ツールの活用拡大

⇒課題①、②に対応

例規、法令、判例、通知通達、質疑応答集等の各種データベースが全庁的に活用されるよう認知度を高めるとともに、その他の法務支援ツールについて調査を行い、政策法務の推進に有効と思われるものについては積極的な導入を検討する。

エ その他

上述したもののほか、政策法務推進に資すると思われる取組について研究・実施する。

第5 年度別計画

実施項目		R6	R7	R8	R9
【重点施策】 市職員の法務能力の向上に資する研修等の充実	職員研修の内容の見直し・体系化	継続	⇒	⇒	⇒
	集合研修以外の手法の検討・実施	新規	継続	⇒	⇒
	自治体法務検定の活用※	新規	(⇒)	継続	(⇒)
	職員アンケートの実施	新規	継続	⇒	⇒
	職員のモチベーションアップの検討・実施		新規	継続	⇒
【その他施策(1)】 全庁的に政策法務の推進に取り組むための組織体制の整備	政策法務委員会の役割強化		新規	継続	⇒
	政策法務専門部会の活性化	新規	継続	⇒	⇒
【その他施策(2)】 条例等の定期的な点検及び評価	例規マネジメントの実施	継続	⇒	⇒	⇒
【その他施策(3)】 法の遵守の徹底及び法的リスクの軽減を図るための体制の整備	審査基準、標準処理期間、処分基準の整備・更新		新規	継続	⇒
	行政リーガルドックの試行				新規
	争訟事例等の研究・活用		新規	継続	⇒
【その他施策(4)】 その他市の政策法務推進のために必要と認めるもの	政策法務推進アドバイザーの活用	新規	継続	⇒	⇒
	裁判手続の活用拡大		新規	継続	⇒
	法務支援ツールの活用拡大	継続	⇒	⇒	⇒

※自治体法務検定は、隔年ごとの団体受検を予定

【課題・施策対応表】

課題	施策
課題① 組織規模に見合った政策法務推進のための組織体制の確立	◎全庁的に政策法務の推進に取り組むための組織体制の整備 ・政策法務委員会の役割強化 ・政策法務専門部会の活性化 ○市職員の法務能力の向上に資する研修等の充実 ・職員研修の内容の見直し・体系化 ・集合研修以外の手法の検討・実施 ・自治体法務検定の活用 ○その他市の政策法務推進のために必要と認めるもの ・政策法務推進アドバイザーの活用 ・法務支援ツールの活用拡大
課題② 職員の法務能力向上のための効率的・効果的な人材育成の体系化	◎市職員の法務能力の向上に資する研修等の充実 ・職員研修の内容の見直し・体系化 ・集合研修以外の手法の検討・実施 ・自治体法務検定の活用 ・職員アンケートの実施 ・職員のモチベーションアップに資する方策の検討・実施 ○全庁的に政策法務の推進に取り組むための組織体制の整備 ・政策法務専門部会の活性化 ○その他市の政策法務推進のために必要と認めるもの ・政策法務推進アドバイザーの活用 ・法務支援ツールの活用拡大
課題③ 継続的な立法法務体制の構築	◎全庁的に政策法務の推進に取り組むための組織体制の整備 ・政策法務委員会の役割強化 ○市職員の法務能力の向上に資する研修等の充実 ・職員研修の内容の見直し・体系化 ・集合研修以外の手法の検討・実施 ・自治体法務検定の活用 ◎その他市の政策法務推進のために必要と認めるもの ・政策法務推進アドバイザーの活用

課題④ 法執行体制の充実	◎法の遵守の徹底及び法的リスクの軽減を図るための体制の整備 ・ 審査基準、標準処理期間、処分基準の整備・更新 ・ 行政リーガルドックの試行 ○市職員の法務能力の向上に資する研修等の充実 ・ 職員研修の内容の見直し・体系化 ・ 集合研修以外の手法の検討・実施 ・ 自治体法務検定の活用 ○その他市の政策法務推進のために必要と認めるもの ・ 政策法務推進アドバイザーの活用 ・ 裁判手続の活用拡大
課題⑤ 法執行の評価・見直しの仕組み整備	◎法の遵守の徹底及び法的リスクの軽減を図るための体制の整備 ・ 審査基準、標準処理期間、処分基準の整備・更新 ・ 行政リーガルドックの試行 ・ 争訟事例等の研究・活用 ◎条例等の定期的な点検及び評価 ○市職員の法務能力の向上に資する研修等の充実 ・ 職員研修の内容の見直し・体系化 ・ 集合研修以外の手法の検討・実施 ・ 自治体法務検定の活用 ○その他市の政策法務推進のために必要と認めるもの ・ 政策法務推進アドバイザーの活用

第6 成果指標

指標		R5 (現状値)	R6	R7	R8	R9 (目標値)
【重点施策】 市職員の法務能力の 向上に資する研修等 の充実	職員研修のメニュー数（本市 単独で実施するもの）	2	8	10	12	13
	職員研修の満足度（本市単 独で実施するもの）	—	80%	80%	85%	85%
	自治体法務検定（政策法務編） の受検者数	—	19	—	25	—
	自治体法務検定（政策法務編） のシルバークラス獲得者の 受検者に占める割合	—	60%	—	65%	—
【その他施策（1）】 全庁的に政策法務の 推進に取り組むため の組織体制の整備	政策法務専門部会の公募委員 を経験した職員の合計数	28	33	37	41	45
【その他施策（2）】 条例等の定期的な点 検及び評価	例規マネジメントによる見直 し例規数	9	6	5	5	5
【その他施策（3）】 法の遵守の徹底及び 法的リスクの軽減を 図るための体制の整 備	審査基準・処分基準の作成割 合	—	—	75%	75%	80%
	行政リーガルドックの実施件 数	—	—	—	—	1～2

◎資料編

【近年における主な独自の政策条例の制定・改正実績】

年度	条例	概要
H 2 8	【制定】大府市行財政改革委員会条例	行財政改革の推進に関する重要事項を調査・審議する附属機関を設置
	【制定】大府市パブリックコメント手続条例	パブリックコメントの対象・手続について規定
H 2 9	【制定】大府市認知症に対する不安のないまちづくり推進条例	全国初となる認知症施策条例
	【制定】大府市公契約基本条例	市が締結する契約に係る基本的な考え方について規定
	【制定】大府市いじめの防止等に関する条例	いじめ防止に係る考え方や、いじめ防止対策推進法に基づくいじめ対策に係る諸会議について規定
	【改正】大府市監査委員に関する条例	市議会議員からの監査委員選任の取りやめ
H 3 0	【制定】大府市避難行動要支援者名簿に関する条例	災害対策基本法に基づく避難行動要支援者名簿について、平常時の避難支援等関係者への提供に手下げ方式を採用
	【制定】大府市小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例	小規模貯水槽水道の設置について届出制を導入
R 1	【制定】大府市開発等事業の手続及び基準等に関する条例	宅地開発の指導要綱の条例化
	【制定】大府市土砂等の採取及び埋立て等に関する条例	土砂の採取・埋立てについて許可制を導入
	【制定】大府市空家等対策の推進に関する条例	空家等対策の推進に関する特別措置法の執行について定めるとともに、同法の対象とならない空家等を類似空家等として措置の対象とするもの
	【制定】大府市手話言語条例	手話が一つの言語である旨を規定
R 2	【制定】大府市感染症対策条例	感染症に係る差別的取扱い・誹謗中傷の禁止などを規定
	【改正】大府市公告式条例	条例等のオンライン公布の導入と、規則公布時における市長の署名の取りやめ

	【制定】大府市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例	大規模な太陽光発電設備の設置に許可制を導入
	【制定】大府市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例	県からの権限移譲に伴うもの
R 3	【改正】大府市感染症対策条例	予防接種に係る差別的取扱い・誹謗中傷の禁止を規定
	【制定】大府市障がいのある人のコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例	多様なコミュニケーション手段の理解普及や利用促進について規定
	【制定】大府市成年後見制度の利用の促進に関する条例	成年後見制度の利用促進について、基本計画策定や審議会設置を規定
	【制定】大府市人と犬及び猫との共生に関する条例	飼い主の責務を定めるほか、地域猫への迷惑給餌を規制
	【制定】大府市犯罪被害者等支援条例	犯罪被害者支援についての理念や施策を規定
	【改正】大府市避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に関する条例	個別避難計画を作成し、平常時から避難支援等関係者へ個別避難計画情報の提供を行うこととするもの
R 4	【制定】大府市人権を尊重した誰一人取り残さないまちづくり推進条例	人権侵害行為を禁止するとともに、人権尊重に係る基本的な考え方などを規定
	【制定】大府市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例	県からの権限移譲に伴うもの
R 5	【制定】大府市政策法務推進条例	政策法務の推進について、理念や施策、推進計画などについて規定
	【制定】大府市マンションの管理の適正化の推進に関する条例	マンション管理に係る届出制を導入